

介護の崩壊から「介護の社会化」の再構築へ

- 介護報酬引き上げ、利用者負担の軽減をはじめとする
介護保険の緊急改善を求めます

2007年10月 全日本民主医療機関連合会

いま、介護保険は破綻の危機にさらされています

あまりにも低すぎる介護報酬 - 個々の事業所の経営努力ではもう限界です

相次ぐ介護報酬の引き下げは、事業所の経営を大きく圧迫しています。

2006年の報酬改定は、全体として2.4%の大幅引き下げとなり、2003年改定も2.3%のマイナス改定でした。介護保険スタート以降、介護報酬は一度も引き上げられることなく推移しています。多くの施設・事業所では、経費の削減、とりわけ人件費について、給与の見直しや正規職員をパートに切り替えるなどギリギリまで切りつめてきました。しかしこうした対応はもう限界です。経営難のため、事業所を縮小・廃止せざるを得ない事態も生じています。

あまりにも低い介護報酬が、職員の賃金・労働条件の改善を困難にし、サービスの質の向上を妨げ、在宅、施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしています。

深刻な人手不足 - 介護の担い手が大幅に減っています

介護職員の不足は深刻化の一途をたどっています。東社協（東京都社会福祉協議会）の調査では、全事業所の6割、特養では9割が「5年前に比べて確保が困難になった」と回答しています。ある施設では、2年以上パート職員を募集しても応募がない状態が続いている。地域全体としてヘルパーの確保が厳しくなっているため、利用者に必要な訪問介護サービスの提供が困難となり、在宅生活に支障をきたした利用者も出ています。

「介護労働安定センター」の調査では、介護職員の離職率20.3%（全産業平均17.5%）、離職者の平均勤続年数1年末満が42.5%、平均賃金は21万3800円で、全産業の一般労働者よりも11万7000円低いという結果が報告されています。ここ数年、多くの介護福祉士の養成施設で定員割れが生じており、卒後介護分野を選択しない学生が増えています。

こうした背景に、現状の厳しい賃金・労働条件があります。このままでは、介護の担い手が減り続け、制度そのものを維持することができなくなる事態が生じかねません。

「こんなはずじゃなかった！」 - 利用者・家族からは 悲痛な訴えが寄せられています

介護保険料の引き上げに加え、税制の改定によって税・保険料などの負担が雪だるまのように増えています。重い費用負担のために利用をとりやめたり、利用を減らすことを余儀なくされる事例があとを絶ちません。居住費、食費の自己負担化によって、施設を退所せざるを得ない、入所申し込みすらできないケースが増えています。「所得の格差」が「介護の格差」に直結する事態がいっそう広がっています。

実際の状態よりも低い判定結果が出てしまう認定システムの矛盾のために、在宅生活を継続していくために必要なサービスの利用が困難になっている事例が増えています。新たな予防給付のもとで、軽度認定者のサービス利用が大幅に制限され、「病状が悪化した」「閉じこもりがちになった」など、今までの生活を継続する上で大きな支障が生じています。予防給付には個別リハビリのサー

ビス体系がないため、改善の見込みのある利用者や障がいのある利用者に必要なリハビリを提供できなくなっています。要介護者に対する長時間のヘルパーの生活援助も認められなくなりました。同居家族がいる場合の生活援助、通院介助などの利用に対する締め付けも強められています。

介護保険スタート時に掲げられた「介護の社会化」という理念は完全に投げ捨てられ、過酷な負担増、徹底的な給付抑制がもたらす困難が利用者・家族に重くのしかかっています。

介護保険制度の見直し・改善を求めます

介護の充実、介護保険の改善は 国民的な課題です

高齢化がいっそう進む中、介護の充実は、「安心して老後を送りたい」というすべての国民の願いです。

自己責任を土台とした家族介護への逆戻りではなく、負担の心配をせずに、いつでも必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現、そしてそれを支えるすべての介護職員が、自らの専門性を高め、生き生きと働き続けられる労働環境をつくることが必要です。

8年目を迎えた介護保険制度、その抜本的な見直し・改善が不可欠です。

そのために、介護・社会保障に対する国の負担を増やすことが必要です

日本では、社会保障に対する国の支出がO E C Dの主要国と比較して低いまま推移してきました。国民所得に占める社会保障給付費の割合は、イギリス 29 %、ドイツ、フランス 39 %（2001年）に対して、日本は 24 %（2006年）にとどまっています。高齢者福祉はかつて全額公費でまかなわれていましたが、介護保険制度では国の負担割合は4分の1にまで減らされています。

介護保険に対する国の負担を大幅に増やすことが必要です。

現状の困難を早急に打開するために、当面、以下の緊急改善を求めます

- 1 次期改定を待つことなく、早急に介護報酬を引き上げること
ヘルパーをはじめ介護従事者への十分な給与保障を可能とする基本報酬の引き上げ
介護保険施設における人員基準の見直し、その裏づけとなる報酬の引き上げ
- 2 保険料、利用料、居住費・食費など、利用者、高齢者の負担の軽減、低所得対策の拡充をはかること、必要な介護サービスが制限されることなく保障されるよう基準などを見直すこと
- 3 以上を実現するために、緊急の予算措置をはじめ、必要な対策を講じること

以上の趣旨にご賛同頂ける方は、別紙の署名用紙にご署名頂き、全日本民医連にファックスでお送り下さい。介護の改善のためにご一緒に力を合わせましょう

全日本民医連（全日本民主医療機関連合会）

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460